

意見書（案）第6号

ミツバチを守るため農薬取締法の改正を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

平成29年3月28日

三鷹市議会議長 後藤 貴 光 様

提出者 三鷹市議会議員 野村 羊子

賛成者           "           増田 仁

ミツバチを守るため農薬取締法の改正を求める意見書

近年、授粉によって農業生産を支えるミツバチなどの花粉媒介生物に毒性の強い農薬の影響によって、ミツバチの死亡や減少といった被害が少なくとも5年以上続いている。このミツバチなど、花粉を媒介して実りを支える生物の世界的な減少は、各国の農業生産及び生態系保全の観点からますます関心が高まっており、国連機関である国連環境計画（UNEP）や国際連合食糧農業機関（FAO）なども調査を行い、それらの報告書でも警鐘を鳴らしてきた。同時に、世界では花粉媒介生物に依存する農産物の栽培が増加しており、そうした生物の減少が農業生産へ与える影響も重要性を増している。

日本で広く普及する殺虫剤のネオニコチノイド系農薬は、ミツバチの大量死の原因になっていると言われ、2000年代後半からはヨーロッパを初め、韓国、米国など世界各国でネオニコチノイド系農薬の規制強化が進んでいる。

日本においても、農林水産省によるミツバチ被害軽減対策の推進のための通知にもかかわらず、被害は続いている。本市においても、養蜂家によれば、ミツバチの減少被害が発生しているという。我が国の授粉による経済価値は耕種農業産出額の8.3%に上るが、同通知による対策では、授粉の経済効果の大半を担う野生の蜂などの花粉媒介生物保護の効果は期待できないことが明らかである。

なぜなら、世界の動きと逆行し、日本ではネオニコチノイド系農薬の出荷量はこの15年で3倍に伸び、食品への残留基準もどんどん緩められているからである。昨年からは、ネオニコチノイド系農薬の残留基準の引き上げが相次いでいるが、ネオニコチノイド系農薬の中でも特にミツバチへの毒性が強いイミダクロプリドという農薬についても、今後使用できる作物の範囲拡大や残留基準の引き上げが検討されている。

農薬の影響を受けやすいのは、ミツバチだけではない。アメリカでは小児科学会が2012年に発達障がいと農薬の危険性について公式見解を出して警告を発している。食べ物の安全や子どもの健康、ミツバチなど花粉媒介で食物生産を支えている生物を農薬の影響から守る法律の策定、解決策として有機農業や自然農法など生態系に調和した農業の価値評価・支援強化が求められている。

現状では同種の被害に迅速に対応した被害収束や防止には限界がある。ネオニコチノイド系農薬等の悪影響に即応し、被害を拡大させないように、予防原則に基づき緊急的に登録の一時停止ができるようにすること。新たな登録や適用拡大もしないこと。家畜や有用生物とみなされない花粉媒介生物も保護できるようにすることなどの改正が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、ミツバチを守るための実効性ある農薬取締法の改正を行うことを求める。

上記、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 29 年 3 月 28 日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光

以上、よろしくお願ひいたします。